

野田市指名競争入札に係る業者選定基準

(目的)

第1条 この基準は、市が発注する建設工事（以下「工事」という。）のうち、指名競争入札に係る業者の選定に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 次の各号に掲げる用語の意義は、次のとおりとする。

- (1) 市内業者 野田市内に商業登記簿に記載された本店を有する建設業者
- (2) 準市内業者 野田市外に商業登記簿に記載された本店を有し、契約締結に関する権限について本店から委任された年間代理人を置く支店、営業所等を野田市内に有する建設業者。ただし、年間代理人が建設業法による建設業許可を得、かつ、経営審査を受けている工種に限るものとする。
- (3) 市外業者 第1号及び第2号以外の建設業者

(選定の基準)

第3条 指名業者の選定は、次の工事の種類及び設計額に応じて行うものとする。

- (1) 土木一式工事 設計額が4,000万円以上の工事については、経営事項審査における総合評定値が650点以上である者。設計額が6,000万円以上の工事については、経営事項審査における総合評定値が650点以上で、特定建設業許可をもつ者。
 - (2) 建築一式工事 設計額が6,000万円以上の工事については、経営事項審査における総合評定値が700点以上で、特定建設業許可をもつ者。
 - (3) ほ装工事 設計額が4,000万円以上の工事については、経営事項審査における総合評定値が600点以上である者。設計額が6,000万円以上となる工事については、経営事項審査における総合評定値が600点以上で、特定建設業許可をもつ者。
 - (4) 上記以外の工事 発注する工事と同等以上の実績のある者
- 2 前項の定めにかかわらず、災害その他の理由により緊急を要するときは、野田市入札参加資格業者名簿に登録されている者の中から選定することができる。

(指名業者数)

第4条 指名業者の数は、当該工事の発注金額に応じ、それぞれ次表に定めるところによるものとする。ただし、第3条第1項の各号に該当する場合で、同表の指名業者数を指名することが困難なときは、この限りではない。

設計額	指名業者数
500万円未満	5者以上
500万円以上1,000万円未満	6者以上
1,000万円以上5,000万円未満	8者以上
5,000万円以上	10者以上

(指名業者選定にあたっての留意事項)

第5条 指名業者の選定にあたっては、次に掲げる事項に留意するとともに、当該会計年度における指名及び業者の受注状況を勘案して行うものとする。

- (1) 不誠実な行為の有無
- (2) 経営状況
- (3) 工事实績
- (4) 当該工事に対する地理的条件
- (5) 手持ちの状況
- (6) 当該工事の施工について技術的適性
- (7) 安全管理の状況
- (8) 労働福祉の状況
- (9) その他
 - (ア) 市内業者は、市内業者育成の観点から特に考慮する。
 - (イ) 準市内業者及び市外業者については、工事等の内容により必要の都度選定するものとする。

(業務委託等の契約に係る指名業者の選定)

第6条 業務委託等の契約に係る指名業者の選定についても、第4条及び第5条の定めを準用するものとする。

附 則

この基準は平成19年4月5日から施行し、同日以降に指名業者の選定を行う工事等に適用する。

附 則

この基準は平成19年11月26日から施行し、同日以降に指名業者の選定を行う工事等に適用する。

附 則

この基準は平成28年6月1日から施行し、同日以降に指名業者の選定を行う工事等に適用する。